

記入例
收受印

記入は不要です。

整理番号

徴 収 猶 予 申 請 書 特

草加市長 宛

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所所在地	埼玉県草加市高砂1丁目1番1号				申請年月日	令和 2 年 5 月 〇 日
	電話番号	048 (922) 0151		携帯電話	090(●●●●)□□□□	※職員記入欄	
	氏 名 称	草加 太郎				通信日付印	
		必ず押印ください。				申請書番号	
						処理年月日	
納付又は納入すべき税	年度	税 目	納期限	税 額	本税以外(延滞金等)	通知書番号	猶予を希望する期間
	2	固定資産税第1期	2・6・1	38,000	0	6789	納期限の翌日から 3・6・1 まで 12カ月間
	2	固定資産税第2期	2・7・31	35,000	0	6789	納期限の翌日から 3・5・31 まで 10カ月間
	2	市・県民税第1期	2・6・30	40,000	0	12345	納期限の翌日から 3・6・30 まで 12カ月間
			・ ・				
			・ ・				
合 計			①	113,000	②	0	
新型コロナウイルス感染症等の影響			☐ イベント等の自粛で収入が減少 ☒ 外出自粛要請で収入が減少 ☐ その他の理由で収入が減少				

納期限から最大12カ月間の猶予が可能です。12カ月間以内の猶予を希望された場合は、延長ができませんのでご注意ください。

2 猶予額の計算(書き方が必ずいずれかにチェックしてください。をしながら記載します。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が高い月の収支状況を記載してください。

	項目	令和 2 年 (当年)			前年同月			収入減少率
		2月	3月	4月	2月	3月	4月	
収入	給与	250,000	230,000	220,000	290,000	300,000	280,000	1－(③÷⑥) 1－(④÷⑦) 1－(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載 23.3 %
	小計	③ 250,000	④ 230,000	⑤ 220,000	⑥ 290,000	⑦ 300,000	⑧ 280,000	
支出	光熱水費	45,000	48,000	47,000	45,000	49,000	47,000	支出平均額 (⑨＋⑩＋⑪) ÷ 記入月数 端数100円単位は切り上げ ⑫ 168,000 円
	食費	42,000	40,000	42,000	42,000	42,000	47,000	
	住宅ローン	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	
	小計	⑨ 167,000	⑩ 168,000	⑪ 169,000				

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 ☐ 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) ☐ 聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		☐	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	1,008,000 円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	0 円	
支出平均額の6か月分を参考に してご記入ください。				= 当面の支出 見込額(⑬)	1,008,000 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 ☐ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) ☐ 聴取

	金額		金額		
現金	45,000 円	預貯金	50,000 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	95,000 円

(4) 納付可能金額

⑭(現金・預貯金残高) - ⑬(当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税			(⑮) 納付可能金額			猶予額
113,000 円	-		0 円	=		113,000 円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

☐ この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を希望される場合は、チェックをお入れください。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

草加市